



日南町公告第6号

公有財産（物品）売却公告

公有財産を一般競争入札により売却するので、地方自治法施工令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定より、次のとおり公告する。

令和8年4月6日

日南町長 中村 英明



- 1 入札に付する事項
- 物 品 名：タイヤ・ドーザ 8t 級（鳥取00 も 886）  
走 行 距 離：11,687 km  
乗 車 定 員：2人  
初期登録年月：平成6年11月  
車 検：令和8年11月3日

2 競争入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たすこと。

- ①政令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ②引き続き1年以上その営業に従事していること。
- ③引き続き1年以上その営業について直接国税又は地方税を納付していること。
- ④営業を継承した場合においては、②については、前営業者の従事した期間を通算し③は適用しない。
- ⑤②による資格は、関係官公署又はこれに準ずるものの証明書を提出しなければならない。
- ⑥鳥取県内に住所を有する者及び事務所、事業所を有する法人
- ⑦日南町へ令和8年度の競争入札参加資格申請を行った者。
- ⑧本件公告の日から本件入札の日の前日までのいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第3条の規定による指名停止を受けていない者であること。
- ⑨本件公告の日から本件入札の日の前日までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）の規定による更正手続きの開始の申し立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続きを行っているものを除く。）でないこと。
- ⑩地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。
- ⑪個人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者
- ⑫本入札公告書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有する者

○入札参加申込み

(1) 入札参加申込みに必要な書類

- ①公有財産売却の入札参加申込書
- ②前記2に係る要件を満たすことが確認できる書面

③誓約書（様式第2号）

④会社概要書（次の内容が記載された書面）

- ・会社案内（設立年月日、資本金、本店・支店・営業所等の所在地、従業員数（常勤・臨時の別）、経歴（沿革）
- ・業務内容（営業種目）
- ・営業に関する許可、認可、登録等
- ・業務に関する資格者名簿
- ・納税証明書

(2) 受付期間及び時間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月16日（木）までの（土曜日、日曜日、祝日を除く）午前8時30分から午後5時まで

(3) 受付場所

鳥取県日野郡日南町霞 800 番地

日南町役場 建設課 基盤整備室 電話 0859-82-1113

(4) 受付方法

上記受付場所に直接書類を持参すること。

※郵送及びファクシミリによる受付は認めない。

(5) 提出部数

提出部数は1部とする。

(6) 入札者は、(1)の書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

(7) ③の書類は、令和8年度入札参加資格申請又は本公告と同日に公告された別の公有財産（物品）売却公告に提出した場合、省略することができる。

(8) その他

①申請書及び入札参加資格確認資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者負担とする。

②提出された申請書及び入札参加資格確認資料等は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

③受付期間及び時間以降における申請書及び入札参加資格確認資料等の差し替え及び再提出は認めない。

3 契約事項を示す場所及び期間

(1) 場所

鳥取県日野郡日南町霞 800 番地 日南町役場 建設課

(2) 期間及び時間

令和8年4月6日（月）から令和8年4月16日（木）までの（土曜日、日曜日、祝日を除く）午前8時30分から午後5時まで

4 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月27日（月） 午前10時～

(2) 場所

日南町役場 1階 防災会議室

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

6 入札の無効

次の入札は無効とする

- ①入札に参加する資格がない者のした入札
- ②同一物件の入札について、2通以上の入札書を提出した者の入札
- ③入札者の記名押印のない入札書
- ④入札書中その要領が不明確なもの
- ⑤入札に関し不正な行為があった者の入札
- ⑥その他この入札案内書で指定した以外の方法により入札した者の入札

7 落札者の決定等

開札の結果、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、くじ引きによって決定する。同価の入札をした者は、くじ引きを辞退することができないものとする。

8 契約の締結

- (1) 契約保証金は免除する。
- (2) 落札者は令和8年4月30日（木）までに日南町との間で物品売買契約を締結すること。また、契約金額の納付期限は、契約日より1か月とする。

9 売却車両の引渡し条件

- (1) 売却車両は現状引渡しとするため、落札者において輸送を行うこと。
- (2) 売却車両は名義変更、一時抹消登録または永久抹消登録を行うこと。  
なお、変更、登録後は、証明書を提出すること。
- (3) 車両の文字塗装は削除すること。
- (4) 上記に係る経費は落札者が負担することとする。
- (5) 売却車両引渡し後の事故、損傷等について、町は一切責任を負わないものとする。
- (6) 引渡期限は契約金納付日より1か月とする。

10 その他

- (1) 入札参加者は、入札にあたって上記事項を遵守しなければならない。
- (2) その他不明な点については、下記に照会のこと。

11 問い合わせ先

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞 800 番地  
日南町役場 建設課 基盤整備室 電話 0859-82-1113